账

# 髙和果公報

発 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 不				ベーシ
○公共測量の実施の通知	(用±	也対策	段課)	1
○国土調査の成果の認証	(	IJ	)	1
○道路の区域変更 (4件)	(道	路	課)	1
○道路の供用開始	(	IJ	)	2

# 高知県告示第574号

中国四国防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知 を平成30年6月14日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188 号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示 する。

平成30年7月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
  - 公共測量 (基準点測量)
- 2 作業期間 平成30年6月13日から平成31年3月20日まで
- 3 作業地域 十佐清水市上野字島ノ内

# 高知県告示第575号

高知市仁井田の一部地区、室戸市室戸岬町の一部地区、安芸市 舞川の一部地区、安芸郡東洋町野根の一部地区、安芸郡安田町安 田及び唐浜の各一部地区、安芸郡馬路村馬路の一部地区、安芸郡 芸西村久重の一部地区、長岡郡大豊町久寿軒の一部地区、吾川郡 いの町鹿敷、神谷、大森及び寺川の各一部地区、高岡郡佐川町乙 の一部地区、高岡郡越知町鎌井田日ノ浦及び横畠北の各一部地 区、高岡郡日高村本郷の一部地区、幡多郡大月町芳ノ澤及び周防 形の各一部地区並びに幡多郡黒潮町市野々川の一部地区における 地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条 第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第 4項の規定により次のとおり告示する。

平成30年7月13日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 調査を行った者の名称
- (1) 高知市

- (2) 室戸市
- (3) 安芸市
- (4) 東洋町
- (5) 安田町
- (6) 馬路村
- (7) 芸西村
- (8) 大豊町
- (9) いの町
- (10) 佐川町
- (11) 越知町
- (12) 日高村 (13) 大月町
- (14) 黒潮町
- 2 調査を行った地域及び時期
- (1) 高知市仁井田の一部 平成25年度及び平成26年度
- (2) 室戸市室戸岬町の一部 平成27年度及び平成28年度
- (3) 安芸市舞川の一部

平成27年度及び平成28年度

- (4) 安芸郡東洋町野根の一部 平成26年度及び平成27年度
- (5) 安芸郡安田町安田及び唐浜の各一部 平成23年度及び平成24年度
- (6) 安芸郡馬路村馬路の一部 平成26年度から平成28年度
- (7) 安芸郡芸西村久重の一部 平成26年度及び平成27年度
- (8) 長岡郡大豊町久寿軒の一部 平成25年度及び平成26年度
- (9) 吾川郡いの町鹿敷、神谷、大森及び寺川の各一部 平成23年度、平成24年度、平成27年度及び平成28年度
- (10) 高岡郡佐川町乙の一部 平成26年度及び平成27年度
- (11) 高岡郡越知町鎌井田日ノ浦及び横畠北の各一部 平成25年度及び平成26年度
- (12) 高岡郡日高村本郷の一部 平成24年度及び平成25年度
- (13) 幡多郡大月町芳ノ澤及び周防形の各一部 平成27年度及び平成28年度
- (14) 幡多郡黒潮町市野々川の一部 平成26年度及び平成27年度
- 3 成果の名称
- (1) 高知市地籍図及び地籍簿
- (2) 室戸市地籍図及び地籍簿

- (3) 安芸市地籍図及び地籍簿
- (4) 東洋町地籍図及び地籍簿
- (5) 安田町地籍図及び地籍簿
- (6) 馬路村地籍図及び地籍簿
- (7) 芸西村地籍図及び地籍簿
- (8) 大豊町地籍図及び地籍簿
- (9) いの町地籍図及び地籍簿
- (10) 佐川町地籍図及び地籍簿
- (11) 越知町地籍図及び地籍簿
- (12) 日高村地籍図及び地籍簿
- (13) 大月町地籍図及び地籍簿
- (14) 黒潮町地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日

平成30年7月13日

#### 高知県告示第576号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年7月13日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成30年7月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 195号
- 3 道路の区域

区間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市香北町吉野字 ヲドロイシ1929番 1	前	13. 8	110
から 香美市香北町吉野字 下モ山1913番1まで		14. 7	110

#### 高知県告示第577号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年7月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成30年7月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名香北赤岡

女

榖

#### 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市香却 笹ケナロ甲 から		前	5. 0	206
香美市香北町西川字 ヨロイ谷甲1710番ま で		後	7. 3	206

### 高知県告示第578号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年7月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月13日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名昭和中村
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	高岡郡四万十町野々川字野々川平216番から		7. 4	130
高岡郡四万十町野々 川字野々川平217番 まで		後	14. 8	108

# 高知県告示第579号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年7月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成30年7月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名川登中村
- 3 道路の区域

区間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市三里字ア ヒラ山ノ下2924番 から	.	4. 5	253
四万十市佐田字荒 山3065番21まで	後	19. 2	253

#### 高知県告示第580号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年7月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月13日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岡本大方
- 3 道路の区域

供	用	開	始	区	間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多様 ジン1 幡多様 ジン1	159	番 1 潮町	から御切	が畑与		60	平成30年7月13日